

介護保険

65歳以上のかたの保険料

| 第一段階 | 第二段階 | 第三段階 | 第四段階 | 第五段階 |
|--------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税のかた | 世帯全員が市民税非課税のかた | 世帯のだれかが市民税課税となっているが、本人は市民税非課税のかた | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満のかた | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上ののかた |
| 保険料年額 (基準額 ×0.5) | 保険料年額 (基準額 ×0.75) | 保険料年額 (基準額) | 保険料年額 (基準額 ×1.25) | 保険料年額 (基準額 ×1.5) |
| 平成12年度 4,178円 | 6,267円 | 8,355円 | 10,444円 | 12,533円 |
| 平成13年度 12,533円 | 18,799円 | 25,065円 | 31,332円 | 37,598円 |
| 平成14年度 16,710円 | 25,065円 | 33,420円 | 41,775円 | 50,130円 |

※表中の保険料は年額になります。

みんなで介護を支えよう

65歳以上のかたの介護保険料徴収がはじまります。介護サービスを十分に整え、そして介護が必要となったときにだれもが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付をお願いします。

○老齢・退職年金が

年額18万円以上の人

10月以降に支払われる年金から2カ月分ずつまとめて差し引かれます。

○老齢・退職年金が

年額18万円未満の人

10月初旬に送られる納付書により、納期にあわせて各金融機関で納めていただきます（今年度は年額を4回に、来年度以降は7回に分けて納めます）。納付には便利で安全な口座振替をご利用ください。

※詳しくは9月16日号広報をご覧ください。

A Q 自己負担が高額のときは？
A 介護保険サービス（在宅・施設）を利用するすると、自己負担は通常その費用の1割となります。この自己負担の1カ月の合計（一世帯にサービス利用者が2人以上いる場合はその合計）が一定額を超えた場合は、申請により返還されます。この上限額は、所得によって3段階に分けられます。申請の際にはサービス利用の領収書が必要ですので、大切に保管してください。

※詳しくは加入している医療保険の場合は、別に保険料を納める必要はありません。

※詳しくは加入している医療保険の場合は、別に保険料を納める必要はありません。

○社会保険などに加入している人

○国民健康保険に加入している人

○40歳から64歳までの人は加入していません

65歳以上のかたは10月から納めていただきます

40歳から64歳までの人は加入していません

と合わせて4月から納めていただいています

大館市介護保険事業計画運営委員会 被保険者代表委員募集中

軽減後の食費自己負担額

- ①市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者など
1日あたり 300円
- ②市民税世帯非課税者など
1日あたり 500円

1世帯の自己負担額の上限額あたり

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者など | 15,000円 |
| ② 市民税世帯非課税者など | 24,600円 |
| ③ ①②以外のかた | 37,200円 |

応募資格
「長寿社会と介護保険」をテーマに、800字以内の文章にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、略歴を明記し応募してください。
締め切り・10月23日（月）
申問 〒017-0897
大館市字三ノ丸103-4
福祉事務所介護保険係
49-3111（内線402）

募集人員
2号被保険者代表 2人
応募方法
昭和12年12月2日から昭和35年12月1日までに生まれたかたで、医療保険に加入しています。

より充実した介護保険制度にするため、多数の応募をお願いします。

本年四月から施行されました大館市介護保険事業計画の円滑な運営のため、進行管理を行う運営委員会の被保険者代表委員を募集します。

介護に関する苦情や困りごとは
介護110番へ 42-8260
介護保険についての
お問い合わせは